

患者等搬送事業者（民間救急）の認定について

守口市門真市消防組合では、救急車を利用するほど緊迫していないが、自分ひとりや家族だけでは病院や社会福祉施設等への入退院、通院等ができない患者等（車椅子やストレッチャーを必要とする人）を安全に患者搬送していただくために一定の要件を満たした民間の搬送事業者を患者等搬送事業者（民間救急）として認定しています。

【対象事業者】

認定対象となる患者等搬送事業者は守口市内もしくは門真市内に事業所を有する道路運送法に定める下記の方々です。

- 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- 特定旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- 自家用有償旅客運送の登録を受けた者

【患者等搬送事業者の主な認定要件】

- 事業者構成
 - ・患者等搬送用自動車1台につき2名以上の乗務員（車椅子専用自動車の場合は乗務員1名）が必要
 - ・乗務員は満18歳以上で患者等搬送乗務員適任証を交付されている者
- 車両
 - ・ストレッチャー及び車椅子等を使用したまま確実に固定できること
 - ・携帯が可能な通信機器等を有していること
 - ・サイレン又は赤色警告灯を装備する等、救急自動車と紛らわしい外観を呈していないこと
 - ・応急処置に必要な資機材を有していること
- 認定の有効期限
 - 認定を受けた日の翌日から起算して5年とする。
 - 但し、認定の更新をする場合は、守口市門真市消防組合消防長に所定の手続きを行うこと。
- 認定の取り消し
 - 次の事項に該当するときは認定を取り消すことがあります。
 - ・守口市門真市消防組合が定める指導基準を遵守しないとき
 - ・業務の遂行に当たって、重大な事故を発生させたとき
 - ・認定を継続することが不相当と判断されるとき

指定講習の受講
が必要です

※上記記載内容は、指導及び認定基準の一部です。詳しい要件等は、お問い合わせください。

消防本部 警備課
TEL06-6906-1305